

## 平成20年第4回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成20年9月5日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について  
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 報告第19号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第 4 報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第 5 報告第21号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第 6 議案第69号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第71号 那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び那須塩原市特別職報酬等審議会条例の一部改正について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第65号 那須塩原市ふるさと寄附条例の制定について  
(提案説明)
- 日程第 9 議案第66号 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について  
(提案説明)
- 日程第10 議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正について  
(提案説明)
- 日程第11 議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正について  
(提案説明)
- 日程第12 議案第70号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第13 議案第72号 那須塩原市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第14 議案第73号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

(提案説明)

- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の一部改正について  
(提案説明)
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 平成 2 0 年度那須塩原市一般会計補正予算 (第 2 号)  
(提案説明)
- 日程第 1 7 議案第 5 4 号 平成 2 0 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 1 8 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 1 9 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 0 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 1 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 2 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 3 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 4 議案第 6 1 号 平成 2 0 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 5 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 7 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度那須塩原市水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明)
- 日程第 2 8 認定第 1 号 平成 1 9 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 2 9 認定第 2 号 平成 1 9 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 0 認定第 3 号 平成 1 9 年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 1 認定第 4 号 平成 1 9 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)

- 日程第 3 2 認定第 5 号 平成 1 9 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 3 認定第 6 号 平成 1 9 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 4 認定第 7 号 平成 1 9 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 5 認定第 8 号 平成 1 9 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 6 認定第 9 号 平成 1 9 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 7 認定第 1 0 号 平成 1 9 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 8 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度那須塩原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 3 9 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算認定について  
(提案説明)
- 日程第 4 0 監査委員の審査結果の報告について  
(報告)
- 日程第 4 1 報告第 2 2 号 平成 1 9 年度健全化判断比率及び資金不足比率について  
(報告)
- 日程第 4 2 議案第 7 5 号 那須地区広域行政事務組合理約の変更について  
(提案説明)
- 日程第 4 3 議案第 7 6 号 市道路線の認定及び廃止について  
(提案説明)

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 長	田 代 哲 夫 君	代表監査委員	青 山 功 君
農業委員会 事務局 長	枝 幸 夫 君	西那須野 支所 長	塩 谷 章 雄 君
塩原支所 長	印 南 叶 君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 長	織 田 哲 徳	議事課 長	深 堀 博
議事調査係 長	斎 藤 兼 次	議事調査係	福 田 博 昭
議事調査係	高 塩 浩 幸	議事調査係	佐 藤 吉 将

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（植木弘行君） おはようございます。

本日招集となりました平成20年第4回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として40件の議案が提出されることになっております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成20年第4回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。



◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（植木弘行君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

6番 鈴木 紀 君

7番 磯 飛 清 君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年第4回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ここ数年にわたり、異常気象による風水害の被害が全国的に発生をしておりますが、那須塩原市に未曾有の被害をもたらした那須水害から、早いもので10年が経過をいたしました。あの日の記憶を風化させないために、また、お亡くなりになられた方に対する追悼の意味を込めて、去る8月23日に平成18年8月末豪雨災害被災者追悼式並びに那須塩原市総合防災訓練を開催いたしました。当日は雨天にもかかわらず、17に及ぶ団体の皆さんにご参加いただきました。関係各位のご協力に対しまして、改めて心から感謝を申し上げます。

今後も防災に対する認識を深め、安心・安全に暮らせる那須塩原市の確立のために邁進する覚悟でございますので、皆様方のより一層のご協力をお願い申し上げます。

ところで、本市では、6月から7月にかけて大型商業施設のオープンが相次ぎ、ショッピングの場や就労の場の拡充が図られております。8月1日の毎月人口調査では11万6,000人を超え、また8月21日には鹿野崎地内に整備中のインターチェンジの名称が正式に「黒磯板室インターチェンジ」と決定がされました。さらに9月1日には那須塩原ブランドの確立に向け、本格そば焼酎「那須野秋そば」が発売となりました。本市のま

ちづくりは、牛歩の歩みとはなりますが、一步一步着実に前進しております。

このような中で、今回の市議会定例会にご提案を申し上げますのは、平成20年度の補正予算案件が12件のほか、条例案件が10件、一部事務組合の規約変更1件、市道路線認定廃止が1件、平成19年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定案件が12件、報告案件が4件の合計40件であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりました。



#### ◎会期の決定について

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

20番、水戸滋君。

〔議会運営委員長 水戸 滋君登壇〕

○議会運営委員長（水戸 滋君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

第4回本議会定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る8月29日午前10時より第4委員会室において、委員7名、正副議長、市長以下執行

部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期につきましては、本日9月5日より9月24日までの20日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として補正予算案12件、条例案10件、決算認定案件12件、その他の案件2件、報告4件の計40件であります。

議案の取り扱いについてであります。議案第69号及び議案第71号の2件については即決扱いといたします。即決案件2件と報告4件を除く34件については、関係常任委員会並びに決算審査特別委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加案件として、西那須野駅東西連絡通路改修工事の委託に関する契約の締結についてが1件、また損害賠償の額の決定及び和解について、今定例会中に示談となった場合には、専決処分報告1件の提案が予定されます。

議員提出による追加案件としては、地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行に伴い、市議会会議規則の一部改正などが上程される場合があります。また、この後述べる請願、陳情の審査いかんによっては意見書の提出などが予定されますが、その際にはいずれも即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は10分以内といたします。

次に、会派代表質問、市政一般質問について申

上げます。

会派代表質問は、質問方法については6月定例会試行の際と同様とし、通告書の項ごとに一問一答とし、質問回数に制限はなく、通告したすべての項目を行うことといたします。質問時間は50分以内とし、最初の質問から質問席で行うことといたします。質問通告は1会派であり、日程上、9月8日に行うことといたします。

市政一般質問は、質問方法については6月定例会試行の際と同様とし、通告書の項ごとに一問一答とし、質問回数に制限はなく、通告したすべての項目を行うことといたします。質問時間は40分以内とし、最初の質問から質問席で行うことといたします。質問通告者は19名であり、日程上、9月9日に5名、10日に5名、11日に5名、12日に4名の4日間といたします。

次に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した請願が1件と新規に受理した陳情が3件ございます。また、継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらの詳細につきましては、配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会等に付託をし審査を行うことといたします。

以上が議会運営委員会における審議の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長

報告のとおり、本日から9月24日までの20日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの20日間と決定いたしました。

議案の取り扱い等についても、議会運営委員長報告のとおりといたします。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

—————◇—————

## ◎報告第19号～報告第21号の

### 上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第3、報告第19号 専決処分の報告についてから日程第5、報告第21号 専決処分の報告についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、報告第19号から報告第21号までの3件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） おはようございます。

報告第19号から報告第21号までの3件につつま

しては、地方自治法の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、ご報告を申し上げるものであります。

まず、報告第19号につきまして申し上げます。

議案書は67ページから68ページとなります。議案資料はございません。

本件は、平成20年8月5日、那須塩原市四区町地内、市道四区町・上赤田169号線において発生した車両事故に関するものであります。

事故の状況につきましては、高速道路側道の市道を走行していた車両が、対向車の冠水箇所の通過を確認した後、通過しようとしたところ、ひざくらいの高さまで雨水がたまっていたため、その場でエンジンが停止し、車両が全損となったものであります。

両者協議の結果、市側60%、相手方40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金68万4,810円を支払い、今後この件に関し異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第20号につきまして申し上げます。

議案書69ページから70ページ、議案資料はございません。

本件は、平成20年7月23日、那須塩原市上赤田地内の市道四区町・上赤田654号線において発生した車両事故に関するものであります。

事故の状況につきましては、帰宅途中、市道四区町・上赤田654号線を走行していた車両が、雷雨による視界不良のため道路の冠水に気づかず進入し、その場でエンジンが停止し、車両が全損となったものであります。

両者協議の結果、市側30%、相手方70%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金15万1,830円を支払い、今後この件に関し双方異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第21号につきまして申し上げます。

議案書71ページから72ページとなります。議案資料はございません。

本件は、平成20年7月12日、黒磯清掃センター内において発生した車両の破損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、職員が破砕機の操作をすべきところ、誤ってダンピングボックスを操作し、ダンピングボックスにごみを投入するため駐車していた相手車両と接触し、破損させたものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金26万4,250円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、3件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第69号及び議案第71号  
の上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第6、議案第69号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について及び日程第7、議案第71号 那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び那須塩原市特別職報酬審議会条例の一部改正についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号及び議案第71号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第69号及び議案第71号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第69号 那須塩原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書44ページ、議案資料28ページとなります。

本案は、平成20年6月18日に地方自治法の一部が改正され、新たに議会活動の範囲の明確化に関する規定が設けられたことに伴い、条例において引用している条項にずれが生じるため、その整合を図るための改正であります。

次に、議案第71号 那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び那須塩原市特別職報酬審議会条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書47ページ、議案資料32ページから34ページとなります。

本案は、平成20年6月18日に地方自治法の一部が改正され、議員の報酬を他の行政委員会の委員等の報酬と区分し、新たに別条項に規定するとともに、名称も「議員報酬」に改められたことを受け、那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び那須塩原市特別職報酬等審議会条例について、題名及び条文中の「報酬」という用語を「議員報酬」に改めるため、改正を行うものであります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号及び議案第71号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎議案第65号～議案第68号の

##### 上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第8、議案第65号 那須塩原市ふるさと寄附条例の制定についてから日程第11、議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第68号までの4件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第65号から議案第68号

までの4件につきまして、一括して提案の説明を申し上げます。

まず、議案第65号 那須塩原市ふるさと寄附条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書13から14ページ、議案資料はございません。

本案は、まちづくりに貢献したいという寄附者の思いを市政に反映するため、寄附金の取り扱いに関する基本的な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第66号 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について、議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正について及び議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正についての3件についてご説明を申し上げます。

現在の本市の情報公開条例及び個人情報保護条例は、平成17年1月1日の3市町合併時に、旧黒磯市の条例を基本として定めたものであります。

その後、国や県においては関係法令等の改正が行われたものの、本市では、これまでの間見直しを行っておりませんでした。また、市情報公開・個人情報保護審査会の答申において、法令などで既に公開されている情報については公開できるよう条例を改正することが望ましいとの考えが提示されております。

これらを踏まえ、国の法令や栃木県の条例を参考に、本市の情報公開条例及び個人情報保護条例の全部を改正するものであります。

では、議案第66号 那須塩原市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書15から17ページ、議案資料18ページ。

本案は、現行の情報公開条例及び個人情報保護条例の双方に設置根拠があります審査会について、

附属機関としての位置づけを明確にするため、1つにまとめて審査会の設置条例として制定するものであります。

次に、議案第67号 那須塩原市情報公開条例の全部改正について申し上げます。

議案書18ページから26ページ、議案資料はございません。

本案につきましては、市の保有する情報の一層の開示を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的として現行条例の見直しを実施したもので、国・県等の法令の整備状況や審査会の答申などを踏まえ、不開示情報の見直しのほか、第三者保護に関する手続の明確化等を考慮し、現行条例を全面的に改正するものであります。

次に、議案第68号 那須塩原市個人情報保護条例の全部改正について申し上げます。

議案書27ページから43ページ、議案資料19ページから27ページでございます。

本案は、個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な事項を定めることで、個人の権利利益を保護し、より公正で信頼できる市政の推進に寄与することを目的として現行条例の見直しを実施したもので、国・県等の法令の整備の状況などを踏まえ、不開示とする情報を見直すほか、罰則の強化を図るなど、現行条例を全面的に改正するものであります。

また、条例中に指定管理者の個人情報保護について規定することに伴い、関係する公の施設の設置管理条例22件の条例を附則において改正するものであります。

以上、4件につきまして、よろしく審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第70号及び議案第72号

の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第12、議案第70号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について及び日程第13、議案第72号 那須塩原市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号及び議案第72号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第70号及び議案第72号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第70号 那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書45ページから46ページ、議案資料29ページから31ページとなります。

平成18年6月に公布された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行期日が、平成20年12月1日と定められました。

この法律の施行に伴い、公益法人等への一般職

の地方公務員の派遣等に関する法律が改正され、業務の全部または一部が当該地方公共団体の事務または事業と密接に関連を有するものであり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めたものを「公益的法人等」とすると定義されることになりました。これに伴い、2件の条例中の「公益法人等」という用語を「公益的法人等」に改めるための改正を行うものであります。

また、那須塩原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名を改めることに伴い、同条例の題名を引用しております那須塩原市職員互助会条例を附則において改正するものであります。

次に、議案第72号 那須塩原市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書48ページ、議案資料35ページとなります。

本案は、教育公務員特例法の一部改正を受け、この法律の条項を引用する条例の規定について整合を図るとともに、平成19年4月1日に実施した給与制度の見直しにあわせ、教育長の期末勤勉手当の支給方法に関する調整を行うものであります。

以上、2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第73号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第14、議案第73号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第73号 那須塩原市  
手数料条例の一部改正について、提案のご説明を  
申し上げます。

議案書49ページ、議案資料は36ページとなりま  
す。

本案は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する  
法律の一部を改正する法律が施行され、法律の題  
名が改まったことに伴い、条例中に引用する法律  
の題名を改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう  
お願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第15、議案第74  
号 那須塩原市児童生徒サポートセンター条例の  
一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第74号 那須塩原市  
児童生徒サポートセンター条例の一部改正につい  
て、提案のご説明を申し上げます。

議案書50ページから51ページ、議案資料37ペー  
ジから38ページとなります。

本案は、本年10月に上塩原小学校跡地に開設を  
予定しております（仮称）教育体験研修センター  
について、施設の名称及び位置を定めるため、条  
例の一部を改正するものであります。

施設の名称につきましては、宿泊体験館メープ  
ル、位置については那須塩原市上塩原58番地3と  
するものであります。

児童生徒サポートセンターは、これまで不登校  
児童生徒の支援施設としての役割を担ってまいり

ましたが、適応指導教室ふれあい、あすなろ、も  
みじの3教室が、家庭から通いながら不登校児童  
生徒の登校に向けた支援施設であるのに対し、宿  
泊体験館メープルは、家庭から離れ、宿泊を基本  
として登校に向けた支援施設であります。適応指  
導教室及び宿泊体験館メープルとも児童生徒サポ  
ートセンターの業務を担う施設であることから、  
同施設の附属施設として位置づけるため、改正を  
行うものであります。

なお、今回の改正にあわせて、児童生徒サ  
ポートセンターの設置、業務等についても文言を  
整理するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い  
を申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



#### ◎議案第53号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第16、議案第53  
号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第  
2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第53号 平成20年度那  
須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、  
提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1から4ページです。  
今回の補正は、国・県の補助事業費の決定に伴  
う予算措置を初め、過不足が見込まれる事業費の  
対応や平成19年度決算に伴う繰越金の調整などを  
行うものであります。

これらの主な内容につきまして申し上げますと、  
まず歳入では、8月上旬に地方特例交付金と普通

交付税が決定をいたしましたので、9款地方特例交付金と10款地方交付税をそれぞれ増額いたします。

次に、13款使用料及び手数料は、指定ごみ袋収入を見込んで計上したものであり、14款国庫支出金は、西那須野地区まちづくり交付金事業などの増加で2億6,412万円を追加いたします。

このほか、15款県支出金や17款寄附金を計上したほか、18款繰入金では、減債基金繰入金を2億円減額いたしますが、決算に伴う特別会計からの繰入金で差し引き1,761万2,000円を追加いたします。

さらに19款繰越金では、前年度繰越金7億6,859万1,000円を計上し、21款市債は、合併特例債が減となるため1億180万円の減額となります。

これらのことで、歳入補正額は11億2,759万1,000円の増額補正となります。

一方、歳出では、まず2款総務費に測定項目追加によるアスベスト対策費やファイリングシステム導入経費などを計上いたします。

3款民生費では、児童扶養手当費を初め、不足が見込まれる保育園運営費や特別会計繰出金を追加、また4款衛生費では、新たに指定ごみ袋管理事業費を計上し、来年度に向けての準備を進めます。

さらに6款農林水産業費では、三本木佐野地区の排水管鉄道横断概略設計費などを追加、7款商工費では、中小企業者事業資金保証料補助金などを計上いたします。

次に、8款土木費ではありますが、国庫補助金の決定を受け、西那須野地区まちづくり交付金事業費などを追加したほか、道路除雪対策事業費や地区道路維持管理事業費の計上などで2億4,383万8,000円を増額計上いたします。

また、9款消防費は、消防詰所の給水工事など

であり、10款教育費は、教育体験研修センター整備事業費や小中学校施設整備事業費を計上したほか、不足が見込まれる体育振興費や各施設経費を追加いたします。

このほか、歳入補正額と比較し4億9,290万3,000円の財源が生じることになりますので、これを14款予備費に計上することで、歳出の補正額を歳入補正額と同額にするものであります。

これらによりまして、平成20年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は、462億8,710万3,000円となります。これら補正予算の詳細につきましては、別に添付してあります平成20年度9月補正一般会計予算執行計画書をごらんいただきたいと思います。

また、今回の補正で継続費1件、債務負担行為3件を設定いたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

### ◎議案第54号～議案第59号の

#### 上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第17、議案第54号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第22、議案第59号 平成20年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第59号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第54号から議案第59号までの6件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第54号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料は5ページから6ページとなります。

今回の補正は、平成19年度決算に伴う繰越金の整理、平成19年度国庫支出金等の確定に伴う精算により補正を行うものであります。

歳入では、3款国庫支出金に平成19年度療養給付費負担金追加交付分として2,769万8,000円、4款療養給付等交付金に同じく平成19年度療養給付費等交付金の追加交付分4,176万5,000円を増額いたします。

9款繰入金においては、前年度精算による一般会計繰入金9,994万9,000円を追加計上しますが、前年度繰越金により財政調整基金からの繰入金が不用となったため、財政調整基金繰入金5億9,578万9,000円を減額することにより、差し引き4億9,584万円を減額いたします。

さらに10款繰越金には、平成19年度の決算における剰余金7億6,301万9,000円を計上いたします。

歳出では、5款老人保健拠出金に7,852万5,000円を計上いたします。

老人医療は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行いたしました。旧法に基づく月おくれの老人医療費請求があり、これが見込みより多いため増額補正するものであります。

9款基金積立金には、財政調整基金積立金1億9,089万8,000円を計上いたします。

11款諸支出金には、国庫療養給付費負担金の受

け入れ超過分を返還するため、1,716万6,000円を計上いたします。

12款予備費には、5,000万円を計上します。

以上、歳入歳出それぞれ3億3,664万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額を127億8,445万2,000円とするものであります。

次に、議案第55号 平成20年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料7ページとなります。

今回の補正は、平成19年度国庫支出金等の確定に伴う追加交付及び事業費の不足が見込まれるものについて補正を行うものであります。

歳入については、1款支払基金交付金に、前年度精算に基づく追加交付分3,621万4,000円及び本年度医療費分1,946万4,000円、合わせて5,567万8,000円を追加計上し、2款国庫支出金に、前年度医療費負担金の精算に伴う追加交付額1億2,646万3,000円及び本年度医療費分1,297万6,000円、合計1億3,943万9,000円を計上いたします。

3款県支出金には、前年度医療費負担金の精算に伴う追加交付額1,602万3,000円及び本年度医療費分324万2,000円、合計1,926万5,000円を計上いたします。

また、4款繰入金に一般会計繰入金606万2,000円を計上いたします。

一方、歳出については、老人保健法に基づく老人医療は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行し、新たな診療による医療費の発生はありませんが、月おくれの医療費請求が見込みを上回っており、今回、1款総務費に共同電算処理委託料など281万4,000円及び2款医療諸費に3,893万円を追加計上いたします。

また、3款諸支出金に、平成19年度の精算確定

に伴う一般会計への返還のための繰出金など1億7,870万円を増額補正いたします。

以上、歳入歳出それぞれ2億2,044万4,000円を増額補正し、補正後の予算総額を9億8,426万9,000円とするものであります。

次に、議案第56号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案資料は8ページから9ページとなります。

今回の補正は、平成19年度決算に伴う繰越金の整理などを行うものであります。

歳入につきましては、1款保険料に第1号被保険者保険料の滞納繰越分787万5,000円を計上し、4款支払基金交付金に平成19年度介護給付費交付金の精算に伴う追加交付分546万1,000円を計上し、8款繰越金に平成19年度決算に伴う繰越金1億6,194万3,000円を計上するものであります。

次に、歳出につきましては、平成19年度決算に伴い、5款基金積立金に9,192万6,000円を計上し、7款諸支出金に平成19年度介護給付費負担金などの精算による国庫支出金、県支出金などの返還金4,534万円並びに一般会計繰出金3,013万8,000円、合わせて7,547万8,000円を計上いたします。

このほか、8款予備費に歳入歳出整理のため787万5,000円を計上、歳出補正額を歳入補正額と同額とするものであります。

これらの補正により、歳入歳出それぞれ1億7,527万9,000円を増額補正し、予算総額を50億4,887万2,000円とするものであります。

次に、議案第57号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書5ページ、議案資料10ページとなりま

す。

今回の補正は、歳入につきましては、下水道建設事業工事請負費の財源としまして、3款国庫支出金で2,090万円の増額及び7款市債で3,350万円の増額、さらに5款繰越金では前年度繰越金5,867万1,000円を増額する一方、この繰越金の増額により、4款繰入金では一般会計からの繰入金3,572万9,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、1款下水道管理費において、一般管理費の井戸水検針用の量水器取り付け費として20万4,000円、また消費税確定申告及び中間納付必要額1,188万8,000円を増額し、さらに管渠管理費におきまして、マンホールふたの交換工事のため135万円を増額計上いたしました。

2款下水道建設費においては、補助事業費増及び公共汚水ます設置箇所の増により、工事請負費6,390万円の増額、浸水対策事業においては、雨水管理設用地確保のため、工事請負費から土地購入費への組み替えを行うものであります。

これら補正により、歳入歳出予算総額をそれぞれ56億3,979万円とするものであります。

次に、議案第58号 平成20年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書6ページ、議案資料11ページとなります。

今回の補正は、平成19年度決算に伴う繰越金の整理を行うもので、本会計の決算における剰余金が198万2,994円に確定したため、4款繰越金において178万2,000円の追加補正を行い、歳出につきましては、経費増額の必要がございませんので、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

なお、今回の補正は、繰越金の増額分を繰入金で減額調整するもので、予算総額の変更はござい

ません。

次に、議案第59号 平成20年度那須塩原市土地  
区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につい  
て、提案のご説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案資料12ページとなります。

今回の補正は、歳入において、繰越金の額が確  
定したことにより、3款繰越金1,000円を増額し、  
これに伴い2款繰入金1,000円を減額するもので  
あります。

これらにより、今回の補正において、予算総額  
の変更はありません。

以上、6件につきまして、よろしくご審議の上、  
ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

—————◇—————

#### ◎議案第60号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第23、議案第60  
号 平成20年度那須塩原市公共用地先行取得事業  
特別会計補正予算（第1号）を議題といたしま  
す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 議案第60号 平成20年度  
那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予  
算（第1号）について、提案のご説明を申し上げ  
ます。

議案書8ページ、議案資料13ページとなりま  
す。

今回の補正は、平成19年度決算に伴う繰越金の  
整理を行うものであります。

本会計の平成19年度決算における剰余金は  
2,611円であります。これを3款繰越金に計上い  
たしますが、当初予算で1,000円を計上しており

ますので、補正額としては1,000円の追加となり  
ます。

歳出につきましては、予算計上額の範囲内で対  
応できる見込みで、当面増額する必要がありませ  
んので、2款の繰入金におきまして、一般会計か  
らの繰入金を同額減額することといたします。

なお、今回の補正は、繰越金の増額分を繰入金  
で減額調整するため、予算総額の変更はございま  
せん。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう  
お願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

—————◇—————

#### ◎議案第61号～議案第63号の

##### 上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第24、議案第61号 平成20年度那須塩原市  
温泉事業特別会計補正予算（第1号）から日程第  
26、議案第63号 平成20年度那須塩原市簡易水道  
事業特別会計補正予算（第1号）までの3件を一  
括議題といたしたいと思いますが、異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第63号までの3件  
を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第61号から議案第63  
号までの3件につきまして、一括して提案のご説  
明を申し上げます。

まず、議案第61号 平成20年度那須塩原市温泉  
事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明

を申し上げます。

議案書9ページ、議案資料は14ページとなります。

今回の補正は、平成19年度決算に伴う繰越金の整理を行うものであります。

歳入については、5款繰越金に前年度事業の繰越金1,409万3,000円を増額するものであります。

一方、歳出については、1款温泉事業管理費の一般管理費で、温泉法改正に伴う調査委託料で55万2,000円、施設管理費で施設等の修繕料で315万円を計上するものです。

また、2款温泉事業建設費で耐震性地質調査委託料に105万円を計上するものであります。

これらにより、歳入との比較で934万1,000円の剰余金が生じるため、これらを予備費に計上することとし、歳出補正額を歳入補正額と同額とするものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,347万7,000円とするものであります。

次に、議案第62号 平成20年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料15ページとなります。

今回の補正は、赤田霊園2号墓地の使用料が当初見込みより大幅に増加するため、市債元金の繰上償還を行い、支払い利子の軽減を図るとともに、平成19年度決算に伴う繰越金等の整理を行うものであります。

歳入につきましては、1款霊園墓地事業収入で平成20年度赤田霊園2号墓地の使用料の増収分5,712万円を、管理手数料増収分14万3,000円を、3款繰越金では平成19年度決算に伴い繰越金が生じたため、70万5,000円をそれぞれ増額し、2款繰入金で一般会計からの繰入金29万2,000円を減

額するものであります。

歳出につきましては、2款公債費で元金の繰上償還金5,029万円を増額し、これに伴い利子償還金30万3,000円を減額するほか、1款霊園墓地事業費で一般会計繰入金768万9,000円を増額するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ5,767万6,000円を増額し、補正後の予算総額を1億809万円とするものであります。

次に、議案第63号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書11ページ、議案資料は16ページとなります。

今回の補正は、歳入において、7款繰越金では前年度繰越金で186万9,000円の増額をする一方、この繰越金の増額により、4款繰入金では基金繰入金で58万7,000円、一般会計繰入金で128万2,000円を減額するものであります。

この補正により、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,831万7,000円とするものであります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第64号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第27、議案第64号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第64号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書12ページ、議案資料17ページです。

今回の補正は、資本的収入において、第1項企業債を黒磯水道事業で820万円、塩原水道事業で1,820万円それぞれ増額することにより、補正後の予算額を21億5,224万5,000円とするものであります。

また、資本的支出において、第1項建設改良費のうち配水設備拡張費として、黒磯水道事業の市道松浦町稲村線道路改良に伴う配水管布設工事で1,360万円、西那須野水道事業の市道北赤田539号線舗装復旧工事で330万円、及び塩原水道事業の市道宇都野・野崎北線配水管布設工事等に伴う工事で1,720万円をそれぞれ増額することにより、補正後の予算額を31億6,875万4,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額については、損益勘定留保資金等で補てんをするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◎認定第1号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第28、認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第1号 平成19年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、提案の説明を申し上げます。

議案書55ページ、議案資料55から67ページです。

平成19年度の一般会計決算額は、歳入では414億2,770万9,417円、歳出では400億7,772万2,885円であります。歳入歳出の差し引き額は、形式収支で13億4,998万6,532円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源7,438万6,000円を差し引いた実質収支においても12億7,560万532円の黒字決算となりました。

この決算額について、平成18年度決算額と比較をしてみますと、歳入においては3億721万2,537円の、また歳出では5億9,264万6,853円の増額となっております。

これら増額となった主な理由は、歳入では、個人市民税の税源移譲等による市民税の伸びが大きく、市税全体では13億9,438万9,572円の増、また道路橋りょう費や都市計画費補助金の伸びによる国庫支出金で5億5,279万749円の増となったほか、合併特例債等の市債で4億3,100万円の増額などによるものであります。

一方、歳出では、道整備交付金事業等による土木費で11億1,562万114円の増、障害者自立支援法事業等による民生費で2億9,229万4,447円の増などによるものであります。

これらの決算の詳細につきましては、お手元配付をしてございます議案資料及び市政報告書のとおりであります。これらを精査の上、ご認定くだ

さいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

◇

◎認定第2号～認定第7号の上程、  
説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第29、認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第34、認定第7号 平成19年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第7号までの6件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 認定第2号から認定第7号までの6件につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、認定第2号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書56ページ、議案資料は68ページから69ページとなります。

初めに、一般状況について申し上げます。

那須塩原市国民健康保険の加入世帯は、平成19年度末現在で2万2,564世帯、被保険者は4万6,459人で、昨年度末より998人の減少となりました。これは最近の良好な雇用環境と経済情勢を反映したものと考えられますが、年度後半からの原

油高等による今後の経済の減衰が危惧されるところであります。

本市の全世帯、全人口に占める割合を見てみますと、世帯数では53%、被保険者数では40.3%となっております。

次に、経理状況について申し上げます。

歳入につきましては、総額は127億3,327万9,749円となり、前年度と比較して8.5%の増となりました。主なものとしましては、歳入総額の36.2%を占める国民健康保険税は、前年度とほぼ同額の収納となりました。国庫支出金は、前年度比較で3.4%の減となりました。

一方、療養給付費等交付金は23.3%と大幅な増となりましたが、これは退職被保険者の増加に伴う医療費の増加によるものであります。

また、共同事業交付金は、前年度比較で83.8%の増加となっておりますが、これは県内全市町国保の財政の安定化を図るため、1件当たり30万円以上の医療費に関して共同事業を行っているものですが、平成18年度は10月から半年間の事業実施であり、平成19年度は通年の事業として行ったために増加したものであります。

次に、歳出につきましては、総額119億7,025万9,298円、前年度比較で7.9%の増となっております。主なものとしましては、歳出総額の60.8%を占める保険給付費は、前年度比較で7.5%の増となりました。これは、医療費の伸びによるものであります。

次に、老人保健拠出金は6.1%の増となっております。

一方、介護納付金は介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者が減少しており、5.8%の減少となりました。また、諸支出金は、過年度分の国庫補助金の精算還付により大幅に増加しております。

以上、歳入歳出の差し引き残額 7 億 6,302 万 451 円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第 3 号 平成 19 年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書 57 ページ、議案資料は 70 から 71 ページとなります。

一般状況につきましては、老人保健医療受給対象者は、前年度と比べ 4 人減の 9,867 人で、横ばいとなりました。1 人当たりの医療給付費は 66 万 6,108 円であり、前年度の 66 万 2,380 円と比べ、0.56% の増となっております。対象者の内訳では、国民健康保険加入者が 78.2% を占め、他の被用者保険等加入者と比べ高い割合を占めております。

続いて、経理状況について申し上げます。

歳入につきましては、総額 66 億 9,154 万 9,453 円で、前年と比較し 0.6% の減となっております。主なものとしましては、歳入総額の 51.1% を占める支払基金交付金が 34 億 2,155 万 900 円、次いで 30.1% を占める国庫支出金 20 億 1,568 万 7,204 円、県支出金が 5 億 198 万 3,000 円で 7.5%、一般会計からの繰入金 が 7 億 4,094 万 2,000 円で 11.1% となっております。

歳出につきましては、総額が 66 億 9,154 万 8,476 円で、前年度に比較して 0.5% の減となっております。その内訳につきましては、歳出の 98.2% を占める医療諸費が 65 億 7,249 万 292 円で、前年度に比較して 0.5% の増となりました。

なお、歳入歳出の差し引き額 977 円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第 4 号 平成 19 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書 58 ページ、議案資料 72 から 73 ページとなります。

平成 12 年度にスタートをいたしました介護保険制度は、平成 18 年度から予防重視型システムへの転換が図られました。平成 19 年度は、転換後 2 年目の年であり、さらに第 3 期那須塩原市介護保険事業計画の中間年度でもありますので、新制度の浸透と計画の着実な実現を図り、円滑で適正な介護保険事業の運営に努めてきたところであります。

平成 20 年 3 月 31 日現在の要介護認定者数は、3,056 人となりました。うち介護サービス利用者は、在宅で 1,866 人、地域密着型で 158 人、施設入所で 546 人の合計 2,570 人となっており、要介護認定者のサービス利用率は 84.1% で、県平均の 80.6% を上回っている状況であります。

決算の状況につきましては、歳入総額で 49 億 5,406 万 856 円、歳出総額で 47 億 9,211 万 6,602 円となっております。

歳入のうち第 1 号被保険者の介護保険料につきましては、93.9% の収納率となっております。

歳出につきましては、全体の 88.8% の 42 億 5,750 万 1,446 円を保険給付費が占めており、内訳は施設介護サービス給付費が 15 億 9,067 万 537 円、居宅介護サービス給付費が 19 億 1,204 万 9,384 円、地域密着型介護サービス給付費が 3 億 2,537 万 6,253 円、介護予防サービス等諸費が 2 億 256 万 1,049 円、その他高額介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス等諸費などの費用が 2 億 2,684 万 4,223 円となっております。また、制度改正に伴い、平成 18 年度からスタートした地域支援事業費は、1 億 1,469 万 6,506 円となりました。

なお、歳入歳出の差し引き額 1 億 6,194 万 4,254 円は、翌年度へ繰り越しいたします。

次に、認定第 5 号 平成 19 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書59ページ、議案資料は74ページから75ページとなります。

下水道の整備状況であります。汚水管渠については、黒磯、西那須野及び塩原の3地区合わせて7,898.9m、雨水管渠については、区画整理地内及び西那須野地区合わせて232.2mを整備いたしました。これらの整備により、市全体の汚水整備面積は、事業認可面積2,599haに対し1,956.2haで、整備率は75.3%になっております。管渠の総延長は、汚水管が416km、雨水管が26.5kmとなりました。

下水道普及状況につきましては、供用開始区域内人口5万8,531人に対し、水洗化人口5万486人となり、水洗化率は86.3%となっております。また、行政人口11万5,388人に対する供用開始区域内人口は5万8,531人で、普及率は50.7%になりました。

経理の状況につきましては、歳入総額46億1,513万3,621円、歳出総額45億3,316万4,877円で、決算規模は歳入で17.4%、歳出で16.9%それぞれ前年度を上回りました。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料、6款諸収入が伸びており、また7款市債では6.7%以上の高金利元金を繰上償還するため11億7,530万円を借り入れ、一方、3款国庫支出金、4款繰入金、5款繰越金は減額となり、前年度より総額で6億8,414万2,207円の増となりました。

歳出につきましては、1款下水道管理費、2款下水道建設費において減額となりましたが、3款流域下水道費において北那須浄化センターの沈砂池更新工事等により、また4款公債費においては繰上償還により増額となり、総額で6億5,625万1,722円の増となりました。

この結果、歳入歳出差し引き額は8,196万8,744

円となり、明許繰り越し及び事故繰り越しの繰越額1,829万7,000円を除いた実質収支額6,367万1,744円につきまして、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第6号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書60ページ、議案資料は76ページとなります。

農業集落の生活環境の改善及び農業用水の保護を目的に、南赤田地区と東部地区で実施しており、両地区とも整備を完了し、供用開始をしております。

平成19年度末の加入戸数は、南赤田地区が昨年と変わらず385戸、東部地区が3戸増の404戸で、合わせて789戸となっており、水洗化率は南赤田地区が83.4%、東部地区が63.6%となっております。

経理の状況につきましては、歳入総額8,984万2,507円、歳出総額8,785万9,513円で、決算規模は歳入で11.1%、歳出で10%とそれぞれ前年度を上回りました。

歳入につきましては、昨年に比べ、2款使用料及び手数料、3款繰入金で増となり、1款分担金及び負担金、4款繰越金、5款諸収入で減少し、前年度より総額897万4,849円の増となりました。

歳出につきましては、1款管理費において一般管理費及び両地区の元利償還金で503万504円の増となり、前年度より総額で798万6,355円の増となりました。

この結果、歳入歳出差し引き残額198万2,994円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第7号 平成19年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書61ページ、議案資料77から78ページとなります。

平成19年度における主な事業は、那須塩原駅北土地区画整理事業地内の保留地処分511.21㎡と物件移転等補償68件を実施いたしました。

これらの経理状況は、歳入総額で1億8,101万1,243円となり、その内訳は、1款の事業収入で2,487万61円、2款繰入金562万2,000円、3款繰越金131万9,182円、5款市債1億4,920万円となっております。

これに対する歳出は、1款の区画整理事業費では、工事請負費、物件移転等補償費等で1億4,985万4,951円、2款公債費に3,115万4,103円、合わせて歳出総額では1億8,100万9,054円となりました。

なお、歳入歳出の差し引き残額2,189円につきましては、翌年度に繰り越したいします。

以上、6件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



#### ◎認定第8号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第35、認定第8号 平成19年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 認定第8号 平成19年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書62ページ、議案資料79ページから80ペー

ジとなります。

本会計は、事業用地の先行取得を行うことで公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的に設置したのですが、19年度は新たな用地取得はなく、これまでに取得した事業用地の償還を行いました。

経理の状況につきましては、一般会計からの繰入金と前年度繰越金の合わせて2,356万4,239円を財源といたしまして、平成13年度に取得した保健福祉施設用地、14年度取得の市道松浦町稲村線用地に関する元金と利子の償還を行いました。

償還金は、全体で2,356万1,628円でありましたので、差し引き2,611円の剰余金が生じたので、これを翌年度に繰り越すものでございます。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



#### ◎認定第9号～認定第11号の上

#### 程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第36、認定第9号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第38、認定第11号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号から認定第11号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 認定第9号から認定第11

号までの3件につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、認定第9号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書63ページ、議案資料81から82ページとなります。

初めに、事業の概要であります。那須塩原市における温泉事業については、温泉資源の保護と効率の給湯を目的に、塩原地区において市営温泉事業と上・中塩原管理事業を運営しており、平成19年度は市営温泉事業として8カ所の源泉を23件に給湯しております。また、上・中塩原管理事業では、3カ所の源泉から208件に給湯をしております。

次に、経理の状況について申し上げます。

平成19年度の決算状況は、歳入8,194万645円、歳出5,784万7,437円で、2,409万3,208円が実質収支額となります。

歳入の主なものにつきましては、2款事業収入の温泉特別使用料と温泉使用料で7,422万9,103円、5款繰越金411万1,617円となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、1款管理費において、温泉事業施設整備基金積立金として、積立金で1,621万円、施設管理の光熱水費や源泉の借り上げ料で2,098万8,247円、さらに2款建設費において、国道400号バイパス工事に伴う宮の島源泉保全対策調査業務及び施設改良工事実施設計業務委託料320万2,500円となっております。歳出合計5,784万7,437円となっております。

次に、認定第10号 平成19年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書64ページ、議案資料83から84ページとな

ります。

墓地事業に係る特別会計につきましては、赤田霊園事業、さくら公園墓地事業ともに適正な管理運営に努めてきたところであります。

平成19年度は、転入による人口の増加や核家族化の進展に伴う市民の墓地需要の高まりが見られる中で、平成20年度からの供用開始を目指し、赤田霊園の造成工事に取り組んだところであります。

経理の状況につきましては、歳入総額で8,773万5,281円、歳出総額で8,692万8,376円となっております。

歳入としては、事業収入として墓地使用料と管理手数料で159万4,030円、繰入金として2,120万6,000円、前年度繰越金が623万5,251円となっております。

歳出につきましては、事業費として赤田霊園の造成工事や清掃管理委託、光熱水費など合わせて6,070万1,089円、公債費は2,622万7,287円を支出しております。

なお、歳入歳出差し引き残額80万6,905円は、翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第11号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書65ページ、議案資料は85から86ページとなります。

本水道の年度末における給水区域内人口1,215人に対し、給水人口は908人で、普及率は74.7%であります。

水道施設の整備については、石綿セメント管を3,302m布設がえいたしました。

年間配水量が48万2,999 $\text{m}^3$ で、前年度より6,288 $\text{m}^3$ の減、有収水量は38万8,763 $\text{m}^3$ で、前年度より1万2,761 $\text{m}^3$ の増となっております。

経理の状況につきましては、歳入総額が1億7,054万8,984円で、その主な内訳は、水道事業収入で4,073万9,918円、繰入金で1,247万4,000円、市債で1億1,490万円となっております。

歳出では総額1億6,867万6,263円となり、その主な内訳は、一般管理費で2,776万1,361円、施設管理費で1,123万5,442円、施設整備費で1億2,022万5,000円、公債費で695万2,350円となります。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



#### ◎認定第12号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第39、認定第12号 平成19年度那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 認定第12号 平成19年度那須塩原市水道事業会計歳入歳出決算認定について、提案の説明を申し上げます。

議案書66ページ、議案資料87ページです。

本水道の年度末における給水区域内人口11万4,893人に対し、給水人口は11万2,126人で、その普及率は97.59%となっております。

また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ6万6,879<sup>m</sup>増の1,275万7,739<sup>m</sup>となりました。

建設改良工事においては、老朽管更新事業として2万4,041.1mの配水管布設がえ工事を行ったほか、配水管整備事業として、配水管の布設工

を7,772.6m、布設がえ工事を2,607.9m行い、区画整理事業にあわせ配水管の布設工事を1,780.9m行いました。また、第5次拡張事業として、配水管布設工事を566.4m行いました。

経理の状況につきましては、水道事業収益が前年度より556万3,363円増の25億2,598万875円、水道事業費用が前年度より1,806万9,582円増の22億2,669万3,871円となり、消費税抜きで2億3,271万4,197円の純利益が生じました。

また、資本的収入は、前年度に比べ12億2,106万3,565円増の18億7,994万2,279円、資本的支出は前年度に比べ14億8,412万7,750円増の27億1,024万4,562円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億3,030万2,283円は、過年度分損益勘定留保資金や当年度分損益勘定留保資金等をもって補てんをいたしました。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。



#### ◎監査委員の審査結果の報告について

○議長（植木弘行君） 次に、日程第40、監査委員の審査結果の報告についてを議題といたします。

認定第1号から認定第12号までの決算につきましては、平成19年度那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに基金運用状況審査意見書及び平成19年度那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、並びに平成19年度那須塩原市水道事業会計決算審査意見書が監査委員から提出されております。

代表監査委員は、登壇の上、審査結果の報告を

願います。

代表監査委員、青山功君。

〔代表監査委員 青山 功君登壇〕

○代表監査委員（青山 功君） 平成19年度那須塩原市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の意見、那須塩原市水道事業会計決算審査の意見、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見についてご報告いたします。

初めに、平成19年度那須塩原市一般会計及び特別会計並びに那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長から審査に付されました決算並びに附属書類について、議会選出の人見菊一監査委員とともに、7月18日から8月22日までの期間、決算審査を実施いたしました。

決算審査に当たりましては、決算書及びその他の関係書類等に誤りがないか、事務事業がその目的に沿って行われているか、予算の執行が適正かつ効率的・効果的に行われたか等の点に主眼を置き、審査を行いました。

その結果、計数に違算はなく、事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりでございますが、若干意見を申し述べさせていただきます。

一般会計は、歳入決算額414億2,770万9,417円、歳出決算額400億7,772万2,885円、歳入歳出差し引き額13億4,998万6,532円となり、翌年度に繰り越すべき財源7,438万6,000円を差し引いた実質収支額は12億7,560万532円となっております。

一方、特別会計は、全体で歳入決算額296億2,866万6,578円、歳出決算額285億9,297万1,524円、歳入歳出差し引き額10億3,569万5,054円となり、翌年度に繰り越すべき財源1,829万7,000円を

差し引いた実質収支額は10億1,739万8,554円となっております。

徴収対策については、収税課による首都圏収税嘱託員の配置やコンビニ収納の拡大、法的措置等積極的に取り組まれ、市税等において徴収率の向上が図られました。努力されていることは評価いたしますが、全体の収入未済額は増加傾向にあります。収入未済額の解消は、自主財源の確保や市民の公平性の観点からも大変重要であります。特に支払い能力があるにもかかわらず支払わないような悪質な滞納者に対しては、断固たる措置をとるよう強く要望いたします。

財政指標を見ますと、財政力指数はわずかながら改善されておりますが、経常収支比率は依然として厳しい財政状況がうかがえることから、弾力的な財政運営の維持確保に向け、一層努力されることが必要であります。

次に、平成19年度那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

審査に当たりましては、決算書その他関係書類等に誤りがないか、また経済性の発揮、公共性の確保を主眼にして審査を行いました。

その結果、計数に違算はなく、事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります。若干申し述べさせていただきます。

水道事業会計は、合併後、平成18年度までは黒磯水道事業、西那須野水道事業及び塩原水道事業会計を独立させて行っていたところですが、平成19年度から那須塩原市水道事業として会計が統合されました。また、10年間の指針となる水道事業基本計画が策定され、簡易水道を含めた事業統合に向けた事業認可申請業務も行っておりますが、石綿管更新など、多額な費用を要し、料金改

定等で市民生活に直接影響する計画であることから、計画推進は短期、中期の見直しを行いながら実施していただきたいと思います。

水道料金の収納については、18年度と比較して収納率は上昇しておりますが、不納欠損額に関しては、金額、件数ともに増加となっております。徴収対策については鋭意努力されているところではありますが、支払う能力があるにもかかわらず支払わないような悪質な滞納者に関しては、市民に対する公平性の観点からも断固たる措置をとるよう強く望むものであります。

今後とも地方公営企業法に基づき、公共の福祉の増進を図るとともに、安心・安全な水の安定供給に一層の創意工夫と努力を重ね、健全経営が図られることを念願いたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査について申し上げます。

審査に当たりましては、基金が設置目的に沿って運用されているか、また計数に誤りはないかなどの点に主眼を置き審査を行いました。

各基金ともそれぞれ設置目的に沿って運用されており、適正であると認められました。

続きまして、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見についてご報告いたします。

本年度から新たに加わった審査であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項の規定に基づき、市長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定となる事項を記載した書類について審査を行いました。

審査に当たりましては、法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の算出の基礎となる書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。

財政指標は、決算等に基づき算定されるものであり、19年度決算の計数が適正と認められ、それに基づき算出されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標及び資金不足比率は、国が示す基準の数値内であり、健全な財政運営がなされていることを確認いたしました。

結びに当たり、本年度は将来10年間を見据えた第1次那須塩原市総合計画の実現に向けて、それぞれの役割を認識し、着実に歩みを始めたことを認識いたしました。今後の行政運営に当たっては、自主財源の確保を図りながら、行財政改革を着実に推進し、適切な市民ニーズの対応に努め、より質の高い市民サービスが提供できるよう、予算の効率的・効果的な執行を行い、行財政運営に努力されることを要望いたし、さらなる那須塩原市の発展を願い、決算審査の報告といたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。



#### ◎報告第22号の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、日程第41、報告第22号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

○副市長（折井正幸君） 報告第22号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

議案書73ページ、議案資料はございません。

本報告は、新たに制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度決

算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

平成19年度決算におきましては、すべての会計について赤字または資金不足を生じていないことから、4つの健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当いたしません。また、実質公債費比率及び将来負担比率についても、早期健全化基準を大きく下回っております。

次に、公営企業会計にかかわる資金不足比率については、先ほど申し上げたとおり、水道事業会計ほか5つの特別会計とも、資金不足を生じていないため、該当なしの結果になっていることをご報告申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（植木弘行君） 報告説明が終わりました。

—————◇—————

#### ◎議案第75号及び議案第76号

##### の上程、説明

○議長（植木弘行君） 次に、お諮りいたします。

日程第42、議案第75号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について及び日程第43、議案第76号 市道路線の認定及び廃止についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号及び議案第76号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第75号及び議案第76

号につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第75号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

議案書52ページ、議案資料39ページとなります。

本案は、平成21年4月1日から稼動する第2期ごみ処理施設、那須塩原クリーンセンターの管理運営に関する事務を共同処理するため、那須地区広域行政事務組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係市町の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号 那須塩原市道路線の認定及び廃止についてご説明を申し上げます。

議案書53ページから54ページ、議案資料は40から54ページとなります。

本案は、市道を新たに18路線認定し、6路線を廃止いたしたく、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定いたします18路線のうち、利用形態の変更に伴い、一たん廃止し認定するものが3路線、寄附受け入れ済みの市管理道路を認定するものが15路線であります。

廃止いたします6路線は、一部重複しているため廃止する路線が1路線、国道400号線の整備等で利用形態の変更に伴い廃止をする路線が5路線であります。

この結果、市道の総延長は1,236.5km、市道路線数は2,397路線となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は  
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時59分